

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

令和3年3月

松阪市

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	2
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型 ごとの効率的かつ安定的な農業経営及び新たに農業経営を営もうとする青年等が目標 とすべき農業経営の指標.....	4
第 3	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及 びその他農用地の利用関係の改善に関する事項	8
第 4	農業経営基盤強化促進事業に関する事項.....	9
1	利用権設定等促進事業に関する事項	
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地 利用改善事業の実施の基準に関する事項	
3	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実 施の促進に関する事項	
4	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	
5	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	
6	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 松阪市は、三重県のほぼ中央に位置し、東は伊勢湾、西は台高山脈と高見山地を境に奈良県に、南は明和町、多気町、大台町、北は雲出川を隔てて津市に接している。地形は、西部一帯が台高山脈、高見山地、紀伊山地からなる山岳地帯、中央部は丘陵地で、東部一帯には伊勢平野が広がり、北部を雲出川、南部を櫛田川が流れている。

また、気象状況としては概ね東海型気候区に属し年間を通じ温暖で穏やかな気候に恵まれ、稲作を基幹作物として、多様な農業が展開されている。

このような中、松阪市における農業の実情に即した地域農政を実施するため、東部の伊勢平野を中心に平坦地域、西部の山岳地帯及び丘陵地を中山間地域と区分し、地域に応じた振興を図る。

松阪市は、平坦地域の水稻、麦、大豆のブロックローテーションを中心として、露地野菜、いちご、なし等の作物が栽培され、中山間地域では、茶、畜産等が中心となっている。

今後、平坦水田地域では、ほ場整備田を中心に集落営農を進めながら、水稻、麦、大豆等の土地利用型農業経営や水稻＋露地野菜の複合経営を推進するとともに、いちご、トマト等の施設野菜や施設花き等集約型農業経営を育成する。

中山間地域では、水稻のほか獣害に強い作物を取り入れた特色ある水田農業を展開するとともに、松阪牛をはじめとした畜産や茶の地域性に根ざした経営を図る。

また、土地利用型農業経営体と集約型農業経営体との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指し、農業生産の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

- 2 松阪市の農業構造について、交通上の立地の良さから平坦地域では恒常的勤務により兼業農家が販売農家の約8割程度を占めている。しかし、兼業農家の高齢化及び後継者不足や農業機械の更新、世代交代を機に、効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体への農地集積が増加する傾向にある。

一方、中山間地域にかかる農地についても同様の傾向にはあるが、基盤整備の未実施による区画の狭小、獣害といった要因から、効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体への集積が行える農地には限りがあり、所有者自らが耕作出来なくなると、遊休農地となる傾向にある。

このことから、市全体的には担い手農家へ農地の集積が進んでいるとはいえ、後継者不足、労働力不足は否めず、新たに農業経営を始めようとする就農者等の確保はもとより、中山間地域における獣害対策等の条件整備が必要となっている。

- 3 市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業のひとつとして選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等を含めた意欲ある農業経営体の効率的かつ安定的な農業経営が確立されるよう農業経営体の経営改善を支援していく。

具体的な経営の指標は、市における直近の「市町民経済計算」や「毎月勤労統計」を加味し、推測した市民所得（主たる農業従事者1人当たり350万円程度、また、家族経営等2人にあつては、525万円程度、ただし、中山間地域においては、概ねその8割程度）、年間労働時間（主たる従事者1人当たり1,800～2,000時間程度）の水準を実現できるものとする。

また、新規就農者における経営開始から5年後に達成すべき農業経営の目標として、年間農業所得目標は250万円程度とし、主たる従事者1人当たりの年間労働時間目標は1,800~2,000時間程度とする。

これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

- 4 市は、農業協同組合、地域農業改良普及センター、農業委員会、松阪市農業再生協議会等の関係機関と連携し、意欲ある農業経営体等に対する話し合いや重点的な支援措置を行う。

農業経営の改善による望ましい経営の発展を図ろうとする意欲ある農業経営体で農業経営改善計画の認定を受けた農業者若しくは組織経営体（以下「認定農業者」という。）に対しては、農地利用最適化推進委員による農地の出し手の掘り起こし活動のほか、農地中間管理機構を活用し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の集積に関しては、市内の集落等において任意で設立されている営農組合等の活動において、その地域の農業の将来の在り方や今後の中心経営体などについての話し合いが行われるよう誘導し、人・農地プランの実質化に繋げていく。

さらに、土地利用型農業経営体に対する水田への高収益作物導入推進、集約型農業経営体に対する品種の改善新規作目の導入の推進については、地域農業改良普及センターや農業協同組合と連携しながら進めるとともに、生産だけではなく、加工、販売といった6次産業化も視野に入れながら、付加価値の創出を進める。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等に対しては、関係機関はもとより、地域の理解、協力のある取組みにより優れた青年等農業者を確保する体制を整えるとともに、農業経営基盤強化促進法第14条の4に基づく青年等就農計画認定制度を積極的に活用し、農地の集積や資金の貸付け、地域農業改良普及センターの助言など、青年等就農計画の目標を達成するための措置を総合的に講ずる。

農業法人等における就業者の定着促進については、就業環境整備等の情報提供等の支援を行い、農業を志向する及び現に農業経営に携わっている青年等に対しては、農業への一層の理解を深めるための高度な知識、技術等の習得の機会を提供すると共に、創造的、発展的な地域農業を構築するための幅広い視野、連帯意識を涵養するための支援を行う。

市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進していく。

なお、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間での役割分担を明確化しつつ、補助労働力の提供等による地域資源の維持管理や農村コミュニティの維持が行われることが、地域全体としての発展に結びつくと考えられることから、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他小規模な兼業農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

- 5 農業経営改善計画の認定制度及び青年等就農計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、認定農業者に関しては、農業委員会の支援に加え、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業の活用を通じて、認定農業者への農地の集積を推進し、認定新規就農者に関しては、地域農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合等との連携により、早期の経営安定化

に向けて必要な助言等を行う。また、その他の支援措置についても認定農業者及び認定新規就農者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標及び新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

1 営農類型毎の経営規模の指標及び生産方式等に関する指標

【生産方式の改善】

○共通部分

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に松阪市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。なお、中山間地域においては、農業所得同様、次の営農類型毎の指標の8割程度とする。

加えて新たに農業経営を営もうとする青年等にあつては、経営が脆弱であることから極力、投資を最小限に抑えることを勧め、各種農業の研修等への参加を呼びかけるようにする。

また、次に示す経営規模を相当程度下回る農業者が規模拡大を図る場合、特に中山間地域等における実質化された人・農地プランの中心経営体がこれに該当するが、その認定にかかる審査を行うにあたっては、画一的な基準で取り扱わず、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知、令和2年3月31日付け元経営第3193号)」の第5の4の(9)の①及び別紙4第1の1の(4)ならびに第4の3の記述を加味し、弾力的な運用を図っていくこととする。

○主穀中心（主穀・野菜複合経営のうち主穀部分を含む）

基本的には集落等の単位を範囲とし、地縁等による利用権設定、特定農作業受託による規模拡大のほか、農地中間管理事業を活用した農地の集約化を進める。

また、地域農業改良普及センターや農業協同組合等の助言による、省力化・低農薬栽培、畜産農家と連携した耕畜連携等の持続的な実践により、高収量、高品質化を進める。

A 効率的かつ安定的な農業経営

No	経営類型	延作付面積（h a）		内 容	家族 ・ 役員	雇用
		露地	施設			
1	主穀中心A （個別経営）	23	23	水稲11ha、小麦6ha、大豆6ha （小麦、大豆は特定農作業受託を含む）	2	1
2	主穀中心B （組織経営）	75	75	水稲15ha、小麦作業30h a、大豆作業30ha （小麦、大豆は特定農作業受託を含む）	3	1
3	主穀中心C （個別経営）	21	21	水稲10ha、小麦5ha、大豆5ha、飼料用米1h a	2	1
4	主穀中心D （集落営農）	54	54	水稲30ha、麦12ha、大豆12ha （特定作業受託を含む）	4	

B 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営

No	経営類型	延作付面積（h a）		内 容	家族 ・ 役員	雇用
		露地	施設			
21	主穀中心A （個別経営）	10	10	水稲6ha、小麦2ha、大豆2ha （小麦、大豆は特定農作業受託を含む）	2	

○（施設）野菜・施設花き（主穀・野菜複合経営のうち野菜部分を含む）

販売先等市場の動向を鑑み、計画的な生産。畜産農家の堆肥を活用した土づくり、低農薬栽培。施設野菜・施設花きあつては、施設利用率の向上を進める。

農業協同組合生産部会による品質向上を進める。

A 効率的かつ安定的な農業経営

No	経営類型	延作付面積（h a）		内 容	家族 ・ 役員	雇用
		露地	施設			
5	ハウストマト	0.4	0.4	トマト0.4ha	3	2
6	ハウスいちご （高設栽培）	0.2	0.2	いちご0.2ha、	3	3
7	露地野菜中心	6.0	6.0	露地野菜（ナバナ、キャベツ等）	2	2
8	施設花き	0.4	0.4	花壇苗等0.4ha	2	3

B新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営

No	経営類型	延作付面積 (h a)		内 容	家族 ・ 役員	雇用
		露地	施設			
22	ハウストマト	0.1	0.1	トマト0.1ha	2	1
23	ハウスいちご (高設栽培)	0.1	0.1	いちご0.1ha	2	1
24	施設花き	0.2	0.2	花壇苗等0.2ha	2	1

○果樹

販売先等市場の動向を鑑み、計画的な生産。

農業協同組合生産部会による品質向上を進める。

A 効率的かつ安定的な農業経営

No	経営類型	延作付面積 (h a)		内 容	家族 ・ 役員	雇用
		露地	施設			
9	なし	1.0	1.0	幸水0.8ha、豊水0.2ha	2	1
10	柑橘(みかん)	3.0	3.0	温州3.0ha	2	1

B新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営

No	経営類型	延作付面積 (h a)		内 容	家族 ・ 役員	雇用
		露地	施設			
25	なし	0.5	0.5	幸水0.5ha	2	
26	柑橘(みかん)	1.5	1.5	温州1.5ha	2	

○きのこ類

販売先等市場の動向を鑑み、計画的な生産。

農業協同組合生産部会による品質向上を進める。

A 効率的かつ安定的な農業経営

No	経営類型	延作付面積 (h a)		内 容	家族 ・ 役員	雇用
		露地	施設			
11	きのこ類主体			しめじ8t	2	5

○茶

松阪茶生産組合を中心とした品質向上を進める。

防霜ファンの設置や改植による園地整備の実施。農地中間管理事業を活用し、農地の連担化。

A 効率的かつ安定的な農業経営

No	経営類型	延作付面積 (h a)		内 容	家族 ・ 役員	雇用
		露地	施設			
12	茶(個別経営)	18	18	茶18ha	2	2
13	茶(組織経営)	30	30	茶30ha	3	7

B 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営

No	経営類型	延作付面積 (h a)		内 容	家族 ・ 役員	雇用
		露地	施設			
27	茶(個別経営)	5	5	茶5ha	2	

○畜産

自給飼料率の向上。糞尿処理においては堆肥化しつつ、土地利用型農業経営体を中心としてほ場への堆肥供給体制の確立、維持。

A 効率的かつ安定的な農業経営

No	経営類型	延作付面積 (h a)		内 容	家族 ・ 役員	雇用
		露地	施設			
14	酪農	10	10	経産牛50頭、育成牛26頭、 飼料作物10ha	2	1
15	和牛 (雌肥育)			黒毛和牛100頭	2	
16	養豚			繁殖雌豚(母豚)100頭	2	
17	採卵鶏			成鶏50,000羽	2	2
18	肉用鶏 (ブロイラー)			年間出荷100,000羽	2	1

Ｂ新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営

No	経営類型	延作付面積（h a）		内 容	家族・役員	雇用
		露地	施設			
28	酪農			経産牛50頭、育成牛26頭	2	1
29	和牛（雌肥育）			黒毛和牛100頭	2	
30	養豚			繁殖雌豚（母豚）100頭	2	
31	採卵鶏			成鶏20,000羽	2	1

【経営管理の方法】（各経営類型共通）

経営内容の把握を行い、青色申告への移行。生産→出荷のみではなく、加工、販売といった6次産業化を視野に入れた経営方針の検討。

法人化によるメリットを生かし、個人経営からの移行。規模に見合った適切な労働力の確保。

【農業従事の態様等】

労働時間、休日、社会保険といった雇用環境の整備。労働力確保のため、ハローワーク等無料職業安定所を活用、ノウフク連携の検討、実施。

農作業リスクに対する対応、作業上の安全確保や農薬散布・保管等について、GAP等を活用し、マニュアル化するとともに、継続した実践。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な意欲ある農業経営を営む経営体に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者等が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標	効率的かつ安定的な農業経営を営む者等の育成目標
70%程度	250経営体

現状数値（R2.3.31時点）：農地シェア48.1%、経営体数223経営体

○効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者への経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 松阪市の平坦地域における水田地帯では、主穀中心の効率的かつ安定的な意欲ある農業経営を営む者等へ農地集積が進んでおり、今後もブロックローテーションによる担い手農家への特定農作業受委託や集落営農組織への作業受委託、農地中間管理事業等を活用した利用権設定による経営農地の集約化を推進していく。

他方、中山間地域では、中山間地域等直接支払制度等の活用や獣害対策を実施しながら、多様な担い手の育成を行い、農地が持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう地域ぐるみの営農を推進するとともに、農産物の販路についても地域にある資源を活かす工夫を進める。

(2) 飯南・飯高地域では、効率的かつ安定的な意欲ある農業経営を営む経営体への茶園の集積が進んでおり、今後は農地中間管理事業等を活用するなどして、経営農地の集約化を推進していく。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、三重県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、松阪市農業の地域特性に応じ、平坦地域では土地利用型農業、中山間地域では茶栽培や農地が持つ多面的機能の持続的な発揮等、多様な農業経営の特徴を十分に踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に取り組む。

松阪市は、農業経営基盤強化促進事業として、各地域の特性を踏まえて、次に掲げる事業を重点的に実施する。

- ①効率的かつ安定的な農業経営を営む者等の確保・育成
- ②中山間地域等による多様な農業経営を営む者等の確保・育成
- ③効率的かつ安定的な土地利用の推進

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

①利用権の設定等を受ける者が利用権等の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれの定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(イ)までに掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)及び(イ)並びに(オ)の要件に掲げるすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(ウ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

(オ) 原則として、農業委員会が定める下限面積を上回ること。但し、施設園芸等の高収益作物の作付けによる農地取得の場合は、営農計画書の確認により、営農が確実にできると確認できるものであれば、この限りではない。

イ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用できると認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、若しくは使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、その者が前項の①の（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、同法第11条の3第1項第1号に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に基づく農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 法第18条第2項第6号に規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

なお、このことを担保するため、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、鳥獣害被害対策への協力等を行うことについて市長に確約書を提出すること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

なお、「業務を執行する役員」とは、会社法（平成17年法律第86号）上の取締役のほか、理事、執行役、支店長等組織名であって、実質的に業務執行についての権限を有し、地域との調整役として責任を持って対応できる者をいう。その確認のため、法人の登記事項証明、法人の代表者が発行する証明書等を本市へ提出すること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地利用適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものと

する。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。
- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに同法第72条の8第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が、主として組合員から農業経営を受託する場合、その他農用地等の利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分又は株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等の内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）の様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため、必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者又は法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者（以下「認定新規就農者」という。）で利用権の設定等を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者又は認定新規就農者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、(5)の②から③までの規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、松阪市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（(1)の④に定める者である場合については、賃貸借又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、

始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係。なお、①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。

- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。）及びその支払い（持分又は株式の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃借権又は使用貸借の解除をする旨の条件
- ⑦ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、毎年、次に掲げる事項が記載された報告書を、参考資料（法人である場合は定款の写しも）を添えて市長に報告する旨
 - ア ①に規定する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
 - イ ①に規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積
 - ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収
 - エ ①に規定する者が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響
 - オ 地域の農業における他の農業者との役割分担
 - カ ①に規定する者が法人である場合には、その法人の業務を執行する役員のうち、その耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその耕作又は養畜の事業への従事状況
 - キ その他参考となるべき事項
- ⑧ ①に規定する者が③、④以外の設定又は移転を受ける利用権の条件その他利用権の設定等に係る法律関係に関する事項及びアに規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、撤退した場合の混乱を避けるため次に掲げる事項（実行する能力があるかについて確認して記載）
 - ア 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - イ 原状回復の費用の負担者
 - ウ 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め及び担保措置
 - エ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - オ 必要に応じて、アからエのほか、撤退した場合の混乱を避けるための取決め
- ⑨ ①に規定する者の農業経営状況

(8) 同意

市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地に

ついて2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定をうけた(1)の④に規定する者(法第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分の取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利の設定をした者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を市の掲示板への掲示により公告する。

④ 市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除

されたものとみなす。

- ⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な確保に努めるものとする。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難な場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るうえで必要な作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び

構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について松阪市の認定を受けることができる。

- ② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を松阪市の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う意欲的な農業経営体を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農地利用適格法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
 - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で

定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導・援助

- ① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとする者が、農用地利用改善事業の実施に関し、指導、助言を求めてきたときは、地域農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

市は、効率的かつ安定的な農業経営を行う者やその候補者が、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有すること、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入することができるように相談活動を行うほか、先進的な農業経営体(サポートリーダー等)での実践的研修や地域の担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修(農村女性アドバイザーの活用)、青年層を対象とした新たな仲間づくりや自身の課題発見・解決のきっかけづくり(松阪地区農村青少年クラブの活動)等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ノウフク連携、ヘルパー制度の導入や地域での役割分担の明確化による高齢者、非農家等の労働力の活用に向けた体制づくりを検討する。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

独立自営で新たに農業経営を営む青年等と、法人就農や親元就農による新規就農者の確保をするため、認定新規就農者制度の周知徹底及び活用推進を図るとともに、以下の取組を行う。

(1) 就農希望者に対しては、市及び関係機関・団体が連携して窓口を設置し、独立・自営就農をはじめ、農業法人等への雇用就農も含めた情報提供や就農相談を行うことにより、新規就農者の確保を促進する。

(2) 就農の意志が明確になった者に対しては、県農業大学校や就農サポートリーダーの活用による栽培技術の習得や地域における信頼関係の構築への支援を行い、「人・農地プラン」への地域の中心経営体としての位置づけや、農業次世代人材投資資金及び青年等就農資金の活用、地域農業改良普及センターによる重点指導など、安定的な経営体への成長、就農の定着に向けた取組みを促進する。

(3) 認定新規就農者については、その経営の確立に資するため、青年等就農計画の実施状況を点検し、必要に応じて栽培技術指導、経営指導等の支援を行う。また、農業経営改善計画を作成できるよう計画的に誘導する。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 市は、農業生産基盤整備、生活環境整備、その他関連事業の積極的な推進に努めるものとする。

イ 市は、農業基盤整備事業、農業近代化施設整備事業その他の補助(交付)金事業については、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することを旨として実施するものとする。

ウ 市は、松阪市農業再生協議会が作成する水田フル活用ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、適地・適作を基本とした望ましい作付体系を通じ、経営の育成を図ることとする。

エ 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

市は、農業委員会、地域農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地中間管理機構、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、地域農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、市と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

・第5 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

1 この基本構想は、令和3年3月24日から施行する。

別紙1（第4の1の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3第1項に規定する地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（2）農業協同組合法第72条の10第1号第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号ハに掲げる要件

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2（第4の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は5年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効力発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて5年とすることが適当でない認められる場合には、5年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については農地法第52条の規定により農業委員会が提供を行っている賃借等の情報を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のものとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のものとした場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき松阪市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>Iの①に同じ。</p>	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近隣の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近隣の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その農業用施設用地の近隣の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	<p>Iの③に同じ。</p>	<p>Iの④に同じ。</p>

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利 の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、農地中間管理機構が所有権移転を行う場合の取扱については、同機構の定めるところによる。</p>